

真庭市起農プロジェクト業務に関する公募

このことについて、下記のとおり、一般社団法人コミュニティデザインを契約の相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認する目的で公募を実施するものである。

公募の結果、下記3の応募要件を満たす応募者がいない場合は、下記2の契約予定先との随意契約手続に移行する。なお、下記3の応募要件を満たす応募者がいる場合にあっては、下記契約予定先及び当該応募者での指名競争入札または指名型プロポーザル方式により実施し、契約相手方を選定する。

1.公募に関する事項

(1) 業務名 真庭市起農プロジェクト業務

※役務

(2) 業務の趣旨 農業に興味・関心を持つターゲットに対し、本市の農業に関するPRのほか、インターンシッププログラムの構築、新規就農者が就農しやすい環境づくりや就農前後のフォローアップ体制を整備すること等を通じて本市での農業人材を確保・育成することを目的とする。

(3) 業務の内容 (詳細は仕様書による)

①移住就農希望者の掘り起こし

- ・移住就農フェア等でのブース出展及びPR活動
- ・ポータルサイト（真庭で農業）、SNS等の運用管理
- ・真庭市内の農業者のPR

②真庭起農スクールの開催

- ・真庭市における独自イベント

移住就農希望者向けの都市部での啓発イベントの開催

真庭市内での現地体験型農業講座の開催

③農地のスムーズな循環、活用のための仕組みの構築支援

- ・ 農地情報の収集と情報提供の習慣化の仕組み作り

生産者団体と連携し、農地情報の収集を行い、データ化・リスト化を行う。

- ・ 収集したデータの見える化

収集したデータからマッピングを行い、農地にかかる情報が見える化する。

④農業インターンシッププログラムの構築、実証

- ・ 農業インターン受入農家の調査と体制整備

受入農家等とプログラムを調整のうえ、インターンの受入体制を構築

- ・ 農業インターンの実施

真庭市内で農業インターンを 1 回以上実施し、受入農家等をサポートする

⑤移住就農相談体制の整備支援

- ・ 真庭市における就農アプローチについての協議

- ・ 移住、就農に関係する先進地等への視察の実施

- ・ 実施する就農支援の取組について、スキーム（図化、マニュアル化した制作物）を作成し、報告書に添付する。

- ・ 起農プロジェクト事業におけるスケジュール管理 ほか

⑥報告書の作成

（４）事業の期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 契約予定先

名称：一般社団法人 コミュニティデザイン

住所：岡山県真庭市久世 2 3 7 4 番地 3

3 公募に参加するものに必要な資格に関する事項

（1）基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。（法人

及びその他団体にあっては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）

- イ 団体等が賦課されているすべての税（国税及び地方税）、その他の本市に対する金銭債務について滞納がある者でないこと。
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- エ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者でないこと。

※応募資格確認のため、岡山県警察本部に照会する場合があります。

- オ 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成18年告示第202号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。 ※公示日現在から契約の日まで
- カ 実施主体として適当でないと市長が認める者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 技術的要件

- ア 令和6年度真庭市入札参加資格名簿「（C16）イベント企画・運営」に登録済みであること。
- イ 公示の日から過去5年以内に、地方自治体の就農支援に関連する業務実績を複数有すること。

就農支援に関連する業務とは、地方自治体が独自または関係機関と共同で実施する就農相談や就農促進のためのPR活動等とし、その企画・運営支援等を行っていること。

また、過去5年間の地方自治体の就農支援に関連する業務実績を証する書類を提出すること。

4. 特殊な技術及び設備の条件

仕様書のとおり

5. 公募条件等を満たす旨等の意思表示

本公募の条件を満たしており、参加を希望する者は令和7年6月16日（月）17時まで以下に下記の担当まで

様式第1号(第3条関係)で意思表示を行うこと。その際に参加資格を有する資料を提示すること。

6. 事務を担当する課の名称

真庭市産業観光部農業振興課課 担当 菅田

〒719-3292 真庭市久世2927-2

電話 : 0867-42-1031 FAX : 0867-42-3907